

障害福祉サービス等情報公表制度 ～障害福祉サービス等事業者における経営情報の 見える化の対応について～（運用内容や留意点等）

障害保健福祉部障害福祉課

評価・基準係

趣 旨

○ 本説明会(令和7年8月4日)は、情報公表制度の現状や、今年度から運用する障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化について、改めて経緯等を共有し、今後のその運用内容や留意点等について具体的な対応内容を盛り込んでいます。

つきましては、各都道府県等におかれましてはお目通しいただき、速やかに管内の障害福祉サービス等事業者へ、漏れなく周知いただくことを目的として開催いたします。

○ なお、各都道府県等担当者におかれましては、第1回説明会(令和7年6月30日)として、その時点における内容をお伝えしておりますが、その内容については今回も再度同じ資料を盛り込んでおり、さらに今回はそれらの資料に加えて、経営情報の見える化に係る運用にあたっての具体的な対応内容や留意点等を盛り込んでおりますので、当該資料や動画を活用いただき上記のご対応をお願いいたします。

目 次

1. 障害福祉サービス等情報公表制度の現状	P2
2. 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化に係る経緯	P13
3. 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応	P18
4. 経営情報の見える化等に係る通知の改正(概要)について	P27
5. 経営情報の見える化等に係る記入要領(概要)について	P32
6. 第1回各都道府県等担当者説明会でいただいたご質問に対する回答	P41
7. 今後のスケジュール等	P46

1. 障害福祉サービス等情報公表制度の現状

ひと、くらし、みらいのために



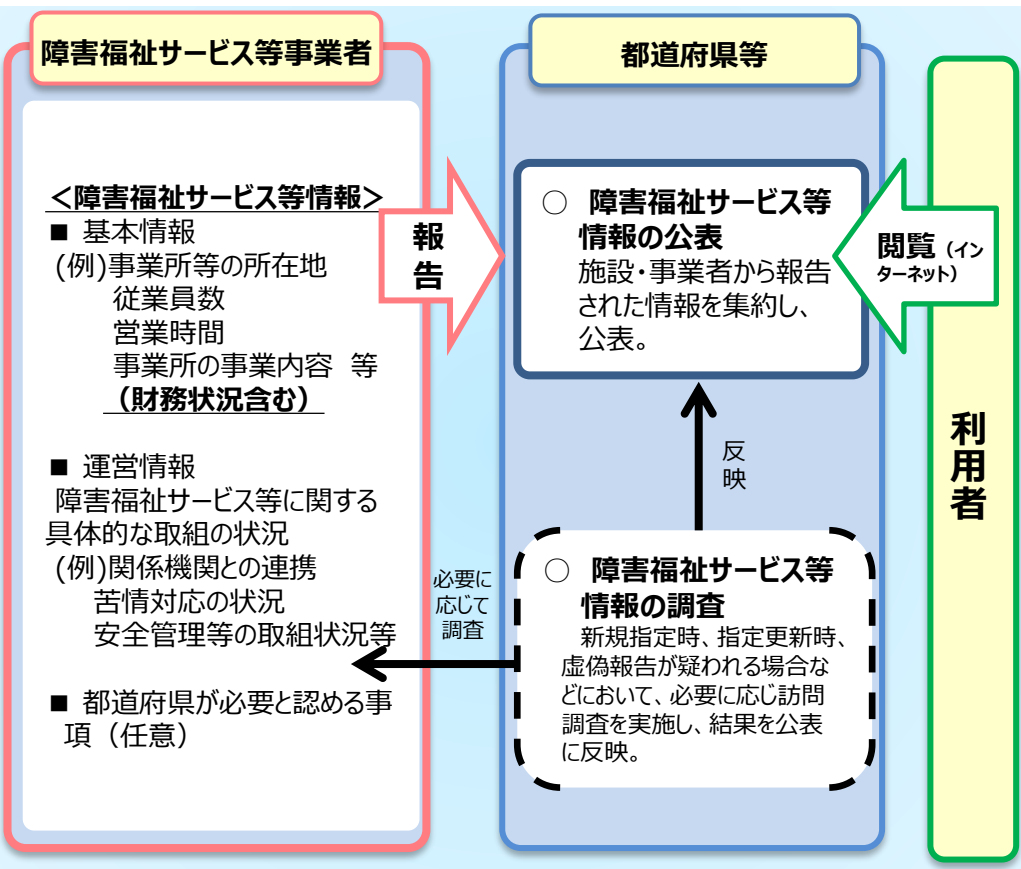
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

現行制度（障害福祉サービス等情報公表制度）

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【H P画面】

The image shows two screenshots of the official website for searching disability welfare services.

Top Screenshot: Search Interface

- Header: 障害福祉サービス等情報検索
- Search Method: 地域から探す（都道府県名をクリック）
- Map: A map of Japan with colored squares representing different prefectures. A red arrow points from the '東京都' (Tokyo) square to the detailed information page.
- Search Filters: 住所から探す, 法人名から探す, 事業所名から探す.

Bottom Screenshot: Detailed Information Page (事業所詳細情報)

- Header: 事業所
- Address: 東京都港区
- Phone: 03-1234-5678
- FAX: 03-1234-9999
- Service Area: サービスを提供する地域
- Business Name: 自由体名
- Business Number: 1234567890
- Main/Other Businesses: 主たる・従たる事業所
- Map: A map showing the location of the business.
- Footer: 事業所詳細情報

2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 市区町村(指定都市、中核市を除く)分の指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

※2 中核市分の指定障害児入所施設等事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	○
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象の事業者

① 以下に記載のサービス(基準該当サービス除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に以下に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定めている。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 - 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
 - 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の情報。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者（以下「事業者」という。）は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする時、毎年度各都道府県等が定める時点において、当該サービスを提供する事業所の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報を報告する。

(2) 報告方法

- ・ 事業者は、原則、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」（独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET））上において、障害福祉サービス等情報を入力し、当該システムを通じて都道府県等に報告する。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、原則、報告から2カ月以内に公表する。

(2) 公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」上で受理・確認し、公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査（調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消）等

7. 障害福祉サービス等情報の課題

- 現状において、公表済み事業所は約8割程度（※）に留まっている状況であり、障害者部会報告書（令和4年6月13日）においても、「利用者への情報公表と災害発生時の迅速な情報共有を図るため、事業所情報の都道府県知事等への報告・公表をさらに促進する方法について検討すること」が記載されている。
- また、事業所情報のうち、財務状況の公表が低調（全事業所の4割程度）となっており、財務状況の公表を徹底することや、医療、介護分野と同様に、経営情報のデータベース化の検討を速やかに進め、必要な措置を講じるべき、ということが指摘されている。

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

障害保健福祉関係主管課長会議資料【抜粋】
(令和7年3月14日)

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和7年2月7日現在：掲載事業所数193,624件
参考：令和6年9月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数159,275件
4. 障害福祉サービス等情報公表サイト ヒット数
 - ・ 令和4年度：125,373,917件
 - ・ 令和5年度：141,661,555件
 - ・ 令和6年度：137,760,595件（令和7年1月末現在）

令和6年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和6年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で81.7%である。（令和7年2月7日現在）
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 利用者に最新の情報提供を行えるよう、引き続き最新情報への更新についてご協力をお願いします。
- また、災害発生時における被災状況の報告システムである「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、本システムにおける公表施設の情報が連携されており、各都道府県等においては、未公表事業所に関する情報公表の促進についてご協力をお願いするとともに、最新の施設情報の掲載についてご協力をお願いします。
- 利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するため、各都道府県等において掲載情報の充実について引き続きシステムを活用した積極的な情報登録をいただくよう周知をお願いします。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和7年2月7日現在）

障害保健福祉関係主管課長会議資料【抜粋】（令和7年3月14日）

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	69.8%	滋賀県	83.5%
青森県	98.6%	京都府	63.8%
岩手県	87.6%	大阪府	79.4%
宮城県	81.6%	兵庫県	73.5%
秋田県	79.1%	奈良県	67.9%
山形県	89.7%	和歌山県	99.2%
福島県	98.1%	鳥取県	84.0%
茨城県	77.4%	島根県	97.6%
栃木県	84.8%	岡山県	85.6%
群馬県	77.1%	広島県	96.6%
埼玉県	71.2%	山口県	92.4%
千葉県	78.2%	徳島県	84.5%
東京都	75.9%	香川県	77.6%
神奈川県	88.8%	愛媛県	96.7%
新潟県	99.3%	高知県	93.7%
富山県	92.0%	福岡県	98.5%
石川県	94.8%	佐賀県	91.5%
福井県	88.0%	長崎県	88.9%
山梨県	76.9%	熊本県	99.4%
長野県	94.1%	大分県	81.2%
岐阜県	91.8%	宮崎県	69.1%
静岡県	88.3%	鹿児島県	70.9%
愛知県	87.5%	沖縄県	76.9%
三重県	79.7%		

政令市	更新率
札幌市	71.6%
仙台市	90.8%
さいたま市	77.3%
千葉市	81.3%
横浜市	79.9%
川崎市	75.2%
相模原市	80.0%
新潟市	86.8%
静岡市	80.8%
浜松市	91.6%
名古屋市	80.3%
京都市	82.1%
大阪市	79.9%
堺市	61.4%
神戸市	77.0%
岡山市	86.9%
広島市	77.9%
北九州市	79.4%
福岡市	95.8%
熊本市	74.5%

中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
函館市	51.5%	甲府市	81.5%	倉敷市	92.4%
旭川市	99.7%	長野市	87.8%	呉市	97.7%
青森市	87.7%	松本市	94.9%	福山市	97.7%
八戸市	83.9%	岐阜市	85.7%	下関市	96.6%
盛岡市	100.0%	豊橋市	92.6%	高松市	74.3%
秋田市	94.5%	岡崎市	76.6%	松山市	91.8%
山形市	92.4%	一宮市	87.9%	高知市	91.9%
福島市	94.8%	豊田市	80.0%	久留米市	76.8%
郡山市	91.8%	大津市	89.6%	長崎市	71.9%
いわき市	86.6%	豊中市	73.8%	佐世保市	83.4%
水戸市	63.8%	吹田市	92.6%	大分市	84.2%
宇都宮市	96.3%	高槻市	93.3%	宮崎市	79.6%
前橋市	84.4%	枚方市	75.2%	鹿児島市	87.2%
高崎市	92.5%	八尾市	79.7%	那覇市	94.6%
川崎市	83.8%	寝屋川市	72.1%		
川口市	77.5%	東大阪市	93.0%		
越谷市	75.9%	姫路市	78.0%		
船橋市	84.3%	尼崎市	68.5%		
柏市	93.2%	明石市	83.4%		
八王子市	79.6%	西宮市	82.1%		
横須賀市	80.6%	奈良市	60.3%		
富山市	85.7%	和歌山市	77.2%		
金沢市	83.7%	鳥取市	93.8%		
福井市	90.0%	松江市	100.0%		

一般市	更新率
栃木市	88.0%
我孫子市	94.6%
大府市	86.2%

特別区	更新率
港区	47.1%
品川区	61.0%
世田谷区	72.7%
中野区	80.0%
豊島区	72.2%
荒川区	62.5%
板橋区	56.1%
葛飾区	55.4%
江戸川区	75.5%

【変更がない場合も報告を！】

情報公表制度において求める毎年度の情報更新については、既に公表されている情報に変更がない場合でも、「変更がない」旨の報告が必要となります。

各事業者の届出機能において、ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能を提供しておりますので、当該機能を活用した届出について周知いただき、最新情報の公表に努めていただきますようお願いいたします。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

障害福祉サービス等情報公表システムの周知について (各自治体ホームページへのリンクバナー設置のお願い)

各自治体ホームページへのリンクのお願い

障害保健福祉関係主管課長会議資料【抜粋】
(令和7年3月14日)

利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる検索ツールとして、これまでも各自治体ホームページへのリンクをお願いしたところですが、**リンク未設定の自治体におかれましては、システムの運用管理を行う（独）福祉医療機構を通じてバナーの提供を行っているので、各自治体のホームページや障害福祉サービスに関するページへのリンク設定についてご協力をお願いします。**

掲出バナーの貼付を希望する自治体におかれては、以下のURLよりダウンロードをお願いします。

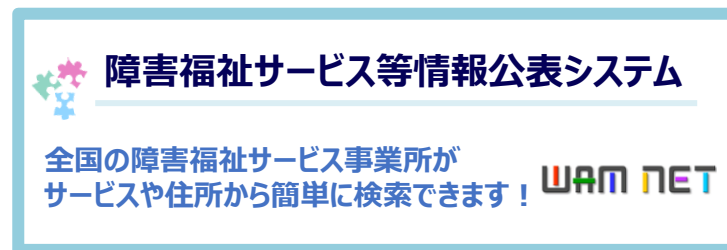
<ダウンロードURL>

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkouhyoout_banner/

<パターン1>



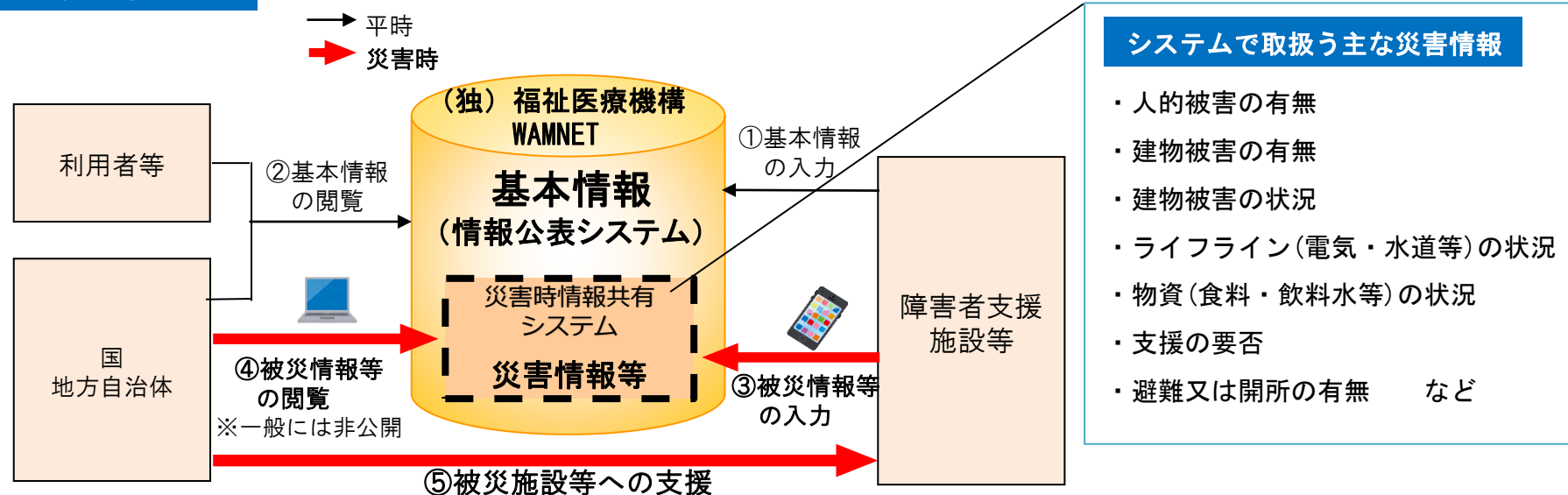
<パターン2>



事業概要

障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの活用により、災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげる。

システムイメージ



システム化によるメリット

➤ 被災施設等への支援の迅速化

※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能

➤ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化

※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

2. 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化に係る経緯

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療法人等の経営状況の「見える化」①（現状の問題点）

- **社会福祉法人**については、社会福祉法により計算書類等の届出・公表が義務化されていることに加え、99%の法人がWAM NET（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）へのアップロードによる情報公開を行っているため、個別の法人についてのデータをインターネットで閲覧・ダウンロード可能であるほか、**法人全体（約2万法人）の分析・集計も公表しているため**、政策目的等での活用が可能となっている。
- **医療法人**については、**事業報告書・損益計算書等の届出を義務化し**、G-MIS（医療機関等情報支援システム）へのアップロードによる届出も可能としているが、当該損益計算書からは**法人全体の事業収益・費用等しか把握できない**。
- **障害福祉サービス等事業者**は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている。
- さらに、**介護保険法**等では、介護サービス事業者による財務書類の報告・公表が義務化されていない。

◆財務データの法制上の取扱い

	社会福祉法人 (社会福祉法)	医療法人 (医療法)	障害福祉サービス事業者 (障害者総合支援法)	介護サービス事業者 (介護保険法)
届出・ 報告義務	収支計算書等の計算書類等について、所轄庁への届出義務（59条）	事業報告書・損益計算書等について、都道府県への届出義務（52条①）	公表対象のサービス等情報について、都道府県への報告義務（76条の3①）	介護サービス情報について、都道府県への報告義務（115条の35①）
公表義務	収支計算書等の計算書類等について、全ての法人において公表義務（59条の2）	事業報告書・損益計算書等について、規模の大きい法人において公告義務（51条の3②） それ以外の法人は備え付けの上、求められれば閲覧に供する義務（51条の4①）	都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（76条の3②）	都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（115条の35②）
公表対象	計算書類、財産目録等（59条）	事業報告書・損益計算書等（51条・52条）	事業所等の財務状況（施行規則別表一）	— （財務状況に係る規定なし）
届出後の 取扱い	都道府県知事は所轄庁から提供を受けた計算書類等を厚生労働大臣に報告（59条の2②③） 厚生労働省は、データベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施（59条の2⑤）	一般の方から請求があった場合、都道府県は閲覧に供する義務（52条②）	障害福祉サービス等情報検索では、事業所等の直近年度の決算資料が公表されるが、実際に公表されている事業所等は限定的（ <u>全事業所等の4割程度</u> ）。	報告・公表内容 【基本的な項目】 事業所の名称、所在地等、従業員に関するもの、提供サービスの内容、利用料等、法人情報 等 【事業所運営にかかる各種取組】 利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関等との連携、事業運営・管理の体制 等
インターネット の活用	公表・届出については、WAM NETへのアップロードをもって、実施したと見なされる。	G-MISへのアップロードにより届出が可能		

費用の継続的な見える化について（案）

（２）個別の分野ごとの取組（つづき）

③障害分野

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている（全事業所等の４割程度）。このため、障害福祉サービス等事業者については、法令に従って財務状況を公表するよう徹底すべきである。
- また、医療分野、介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療分野、介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

Ⅱ．今後の取組

2．医療・介護制度等の改革

＜② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ **障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。**

経済・財政新生計画の改革実行プログラム2024（令和6年12月26日）抄

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ～2030年度
		2025年度		2026 年度	2027 年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
医療・介護制度等の改革	③医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ＜医療法人＞					
	医療法人の経営情報等を収集し分析結果を公表。					
	公表されている国公立病院等の経営情報等を収集し医療法人の経営情報等との比較。			医療法人の経営情報等との連携・活用を検討。		実施状況等を踏まえ制度改正を実施。
	職種別給与・人数情報の報告状況や報告内容を精査し、義務化を含めた提出方法の在り方や内容について検討し、必要な対応を実施。			提出情報のさらなる改善等について検討・実施。		
	第三者提供制度の具体的な提供要件等の検討・施行。			医療法人情報の提供。		
	《厚生労働省》					
	＜介護サービス事業者＞					
	介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始。	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにより報告を受けた、事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等の在り方について継続的に検討を行う。				
	《厚生労働省》					
	＜障害福祉サービス等事業者＞					
データベースの運用開始に向けた検討・準備。	障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースの運用を開始。			報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等のあり方について継続的に検討を行う。		
《厚生労働省、こども家庭庁》						
＜保育所等＞						
保育所等における経営情報の見える化のシステムの運用開始に向けた改修等。	保育所等における継続的な経営情報の見える化のシステムの運用開始（システム上での報告・公表）。		報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与等の経営情報について、可能なものから随時、分析・公表を行うとともに、必要に応じて、報告・公表の在り方について継続的に検討を行う。			
《こども家庭庁》						

17

3. 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

① 施策の目的

障害福祉サービス等事業者の経営の透明性を図る観点から、事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、財務状況のデータベースを整備する。

② 対策の柱との関係

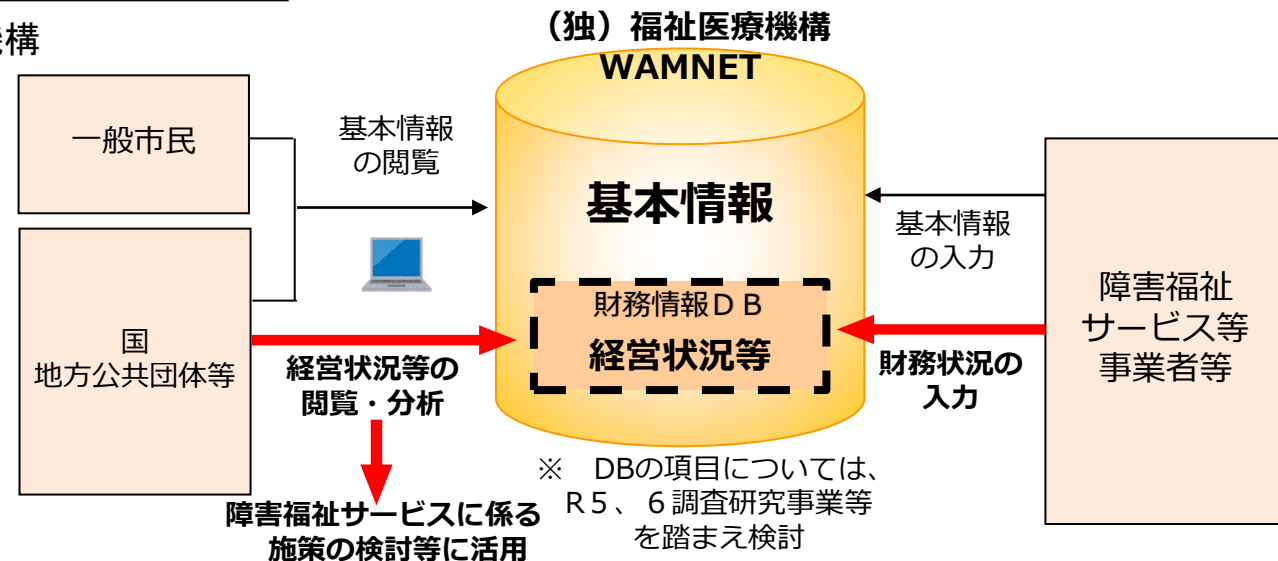
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

障害福祉サービス事業所の経営の透明性を確保する観点から、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
補助率：定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

財務状況のデータを分析可能なデータで収集することで横串での分析が可能となり、経年比較の分析も可能となる。また、統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となり、費用の使途の透明性向上を期待できる。

財務状況の見える化システム（障害福祉サービス等情報公表システム）

令和 7 年度当初予算案 2.3億円
令和 6 年度補正予算 2.6億円（障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数）

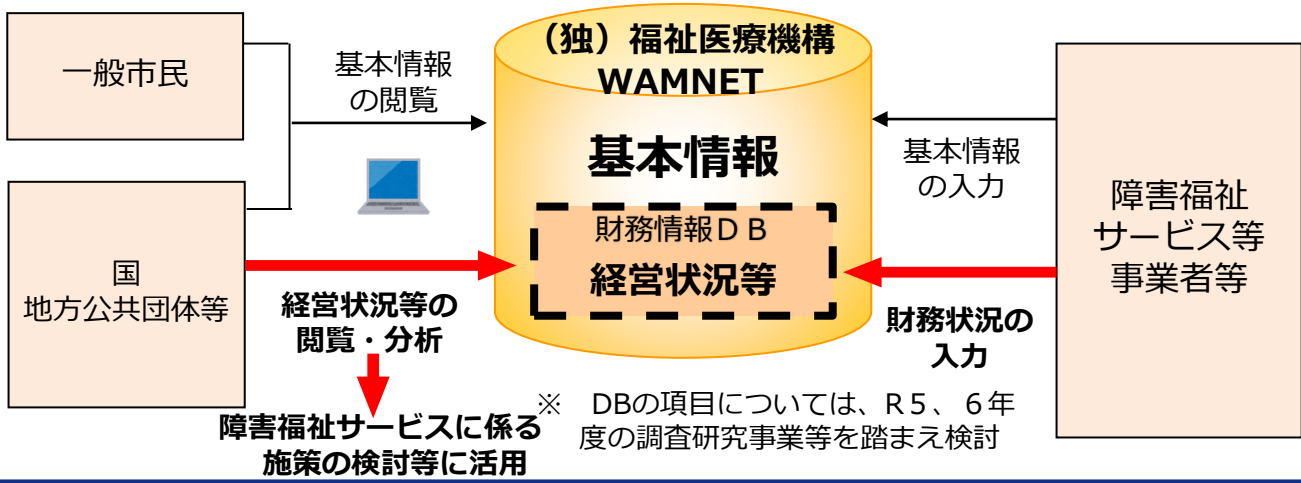
1 事業の目的

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の 4 割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとに P D F で掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を措置するものである。

（※）令和 6 年度補正予算においては、経営情報の見える化の円滑な施行に向けた入力支援等にかかる経費を措置



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
補助率：定額

（2）障害福祉サービス等情報公表制度について【関連資料2】

障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択に資すること等を目的として、毎年、障害福祉サービス等事業者の情報の公表にご協力いただいている。令和6年度報酬改定において、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を導入したところである。

～（略）～

また、令和7年度より、令和6年度報酬改定に伴い、報告項目について一部変更を行うとともに、介護分野と同様に、情報公表制度の拡充を行い、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加する予定であり、ご承知おきいただきたい。

（3）経営情報データベースの整備について【関連資料3】

障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進し、2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉の現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要である。

また、以下のような課題も指摘されている。

- ・ 情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。
- ・ 障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図る必要がある。

このため、障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、下記のとおり、経営情報データベースの整備を進めることとしているので、ご承知おきいただきたい。なお、本内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）において必要な規定の整備を行い、令和7年3月下旬に改正省令を公布予定である。⇒3月29日公布済

（経営情報データベース）

- ・ 報告対象：原則全ての障害福祉サービス事業者等（現行の情報公表制度と同様）
- ・ 報告項目：事業所・施設の収益及び費用の内容や職員の職種別人員数、その他必要な項目等
- ・ 報告方法：情報公表システム上の経営情報データベースを活用して、毎会計年度終了後3月以内に報告（令和7年度については年度末までの報告で可）
- ・ 公表方法：収集情報については、介護分野と同様に、グルーピングした分析結果を都道府県知事・厚生労働大臣において公表（集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用できるように検討中）

詳細については、今後随時、通知等でお知らせしていくので、よくご確認いただき、事業所等に対する丁寧な周知と適切な対応をお願いしたい。また、今後説明会等も実施する予定であり、円滑な施行に向けて、ご協力いただきたい。

⇒ 第1回各都道府県等担当者説明会（令和7年6月30日）

- 障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
- 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、以下のように対応してはどうか。

介護分野の対応

1. 経営情報データベースの整備

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設

2. 情報公表制度の拡充

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求める

<一人当たり賃金の公表>

- 介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉分野の対応

- 現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
- 介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）の報告を求めている

<一人当たり賃金の公表>

- 介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

- 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象
- ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

（上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※初回に限り、令和7年度内に提出で可
- 報告手段
都道府県知事の定めるところ
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告）
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

- 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

厚生労働大臣による公表

- 経営情報データベースの開発・整備
（（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築）
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）

障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加

障害保健福祉関係主管課長会議資料【抜粋】
(令和7年3月14日)

- 介護サービス情報公表制度において、令和6年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。
- この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。
 - ※ 1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
 - ※ 2 原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

<参考>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三 （略）

2～7 （略）

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

「障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目」の具体的な内容

○「障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目」の具体的な内容のうち、「事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報」、「事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項」については、以下のとおりとする。（※入力シートイメージ）

※ファイルが破損する可能性がありますので、各項目へ入力する際には、切り取り操作・ドラッグ操作は行わないでください。
ファイルが破損した場合は、再度、「経営情報」画面からダウンロードを行ってください。

バージョン1.00

事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

※「※」が付されている項目は経営情報を承認者へ申請するうえで必須項目となります

項目	設定内容
※決算月	
※会計期間（自）	※yyyy/mm/dd形式で入力してください。（例）2024/01/01
※会計期間（至）	※yyyy/mm/dd形式で入力してください。（例）2024/10/31
※法人等の採用している会計基準	
※消費税の経理方式	
※サービスの種類	※サービス種別が「共同生活援助」の場合のみ選択してください サービス種別が「共同生活援助」以外の場合は選択不要です

職種別の職員数・職員給与の状況

項目	設定内容
※入力単位	
※常勤・非常勤ごとの把握状況	把握している

会計年度の初日の属する月時点での入力を行って下さい。

職種	※常勤・非常勤ごとに把握している場合						※常勤・非常勤ごとに把握していない場合					
	人数 (常勤換算数) 単位：人	常勤		人数 (常勤換算数) 単位：人	非常勤		人数 (常勤換算数) 単位：人	常勤及び非常勤				
		給与 単位：円	賞与 単位：円		給与 単位：円	賞与 単位：円		給与 単位：円	賞与 単位：円			
施設長・管理者												
サービス管理責任者												
児童発達支援管理責任者												
サービス提供責任者												
医師												
看護職員(保健師、看護師、准看護師)												
理学療法士・作業療法士												
聴覚・視覚障害者(盲聴覚士含む)												
心療指導担当職員(公認心理師含む)												
福祉・介護職員												
ホームヘルパー												
生活支援員												
児童指導員												
保育士												
世帯人												
職業指導員												
地域移行支援員												
就労支援員												
就労定着支援員												
就労移行支援員												
地域生活支援員												
訪問支援員												
夜間支援従事者												
その他の福祉・介護職員												
主任相談支援専門員												
相談支援専門員												
地域移行支援従事者・地域定着支援従事者												
管理栄養士・栄養士												
調理員												
事務員												
その他の職員												

任意項目

「障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目」の具体的な内容

- 「障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目」の具体的な内容のうち、「事業所・施設の収益及び費用の内容」については、以下のとおりとする。（※入力シートイメージ）

事業所又は施設の収益及び費用の内容

項目	設定内容
----	------

* 会計の区分状況

科目	金額 単位：円
* 1. 障害福祉サービス等事業収益	
うち自立支援給付費等収益	
うち利用者負担金等収益	
* 2. 障害福祉サービス等事業費用	
* 人件費	
* うち給与	
うち役員報酬	
うち退職給付費用	
うち法定福利費	
* 事務委託費	
うち給食委託費	
* 減価償却費	
* 水道光熱費	
* その他の費用	
うち材料費	
うち給食材料費	
うち研修費	
うち本部費	
うち車両費	
うち除却対象外消費税等負担額	
3. 事業外収益	
うち受取利息配当金	
うち運営費補助金収益	
うち施設整備補助金収益	
うち寄付金	
4. 事業外費用	
うち借入金利息	
5. 特別収益	
6. 特別費用	
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	

※「人件費」「事務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の入力値の合計を自動計算して表示します

項目	設定内容
* 8. 複数の障害福祉サービス事業の有無	なし
* 9. 障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）	なし
10. 医療における事業収入	
11. 医療における延べ在院患者数	
12. 医療における外来患者数	
13. 介護サービスにおける事業収益	
14. 介護サービスにおける延べ利用者数	
15. 就労支援事業・授産事業収益	
16. 措置費収益	
17. その他の事業における収益	

円
人
円
人
円
円
円

4. 経営情報の見える化等に係る通知の改正 (概要) について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について①

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

1. 経営情報の項目

【報告の単位】

- 事業所単位で報告する。ただし、事業所ごとの会計区分を行っていないなどのやむを得ない場合は法人単位で報告しても差し支えない。

【項目の内容】

〔事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報〕

- 決算月、会計期間、法人等の採用している会計基準、消費税の経理方式、サービスの種類

〔職種別の職員数・職員給与の状況〕

- 入力単位、常勤・非常勤ごとの把握状況

〔事業所又は施設の収益及び費用の内容〕

- 会計の区分状況
- 障害福祉サービス等事業収益
 - ・ うち自立支援給付費等収益
 - ・ うち利用者負担金等収益
- 障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
 - ・ 人件費
 - ・ うち給与
 - ・ うち役員報酬
 - ・ うち退職給付費用
 - ・ うち法定福利費
 - ・ 業務委託費
 - ・ うち給食委託費
 - ・ 減価償却費

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について②

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

1. 経営情報の項目

【項目の内容】

〔事業所又は施設の収益及び費用の内容〕

- 障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
 - ・ 水道光熱費
 - ・ その他の費用
 - ・ うち材料費
 - ・ うち給食材料費
 - ・ うち研修費
 - ・ うち本部費
 - ・ うち車両費
 - ・ うち控除対象外消費税等負担額
- 事業外収益
 - ・ うち受取利息配当金
 - ・ うち運営費補助金収益
 - ・ うち施設整備補助金収益
 - ・ うち寄付金
- 事業外費用
 - ・ うち借入金利息
- 特別収益
- 特別費用
- 法人税、住民税及び事業税負担額

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について③

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

1. 経営情報の項目

【項目の内容】

〔事業所又は施設の収益及び費用の内容〕

- 複数の障害福祉サービス事業の有無
- 障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）
- 医療における事業収入
- 医療における延べ在院者数
- 医療における外来患者数
- 介護サービスにおける事業収益
- 介護サービスにおける延べ利用者数
- 就労支援事業・授産事業収益
- 措置費収益
- その他の事業における収益

2. 情報公表制度の拡充（都道府県等が任意設定の項目）

【従業者に関する情報】

- 離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系、一人あたり賃金や有給休暇の取得状況 等

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について④

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

3. 障害福祉サービス等事業者から各都道府県等への報告について

※ 経営情報の見える化の報告については、各都道府県等の実施要綱等に規定するが、その期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

〔報告の開始〕

- 毎会計年度終了後
- ※ ただし、令和7年度については令和7年8月末以降（予定）

〔報告の期限〕

- 毎回会計年度終了後3月以内
- ※ ただし、令和7年度については令和7年度末までの報告で可。

〔公表の時期〕

- ※ 令和7年度分については、令和8年4月～（予定）

5. 経営情報の見える化等に係る記入要領 (概要) について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について①

○ 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項

- 「1人当たり賃金」
 - a.「設置主体」
 - b.「報告の単位」

● 経営情報

■ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

●「決算月」

事業所の決算月について、「1月～12月」の選択肢から1つ選択してください。

●「会計期間」

原則として報告年度の4月～翌年3月の期間を指しますが、法人の決算期がこれと異なる場合、該当の決算期を記入してください。

●「法人等の採用している会計基準」

当該サービスが属する会計の区分について、次の選択肢から1つ選択してください。

社会福祉法人会計
病院会計
企業会計、NPO会計、その他の会計

●「消費税の経理方式」

経営情報の消費税の経理方式について、「税抜入力」「税込入力」を選択してください。なお、各支出項目において消費税等が別途計上されている場合、原則「税込入力」を選択してください。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について②

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■ 職員別の職員数・職員給与の状況

● 「入力単位」

当該サービスがどのような会計の区分に属しているかにより、回答の対象範囲が異なりますので、当該サービス単体の区分で会計処理を行っている（当該サービス区分の決算書類を作成している）場合は「サービス単位」を、当該サービスを提供する事業所において行っている、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業所以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）場合は「事業所単位」を、複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）場合は「法人単位」を選択してください。

なお、法人会計でサービス単位ごとに事業活動計算書（損益計算書）を作成されている場合は「サービス単位」を選択してください（社会福祉法人で、拠点区分事業活動計算書内訳表などを作成している場合など）。

また、サービス単位ごとに事業活動計算書が作成されていない場合は、「事業所単位」又は「法人単位」となりますが、当該サービスの収益（収入）のみ分かるなど、部分的にサービス単位の収益・費用を把握している場合でも部分的な細分化はせず、「事業所単位」又は「法人単位」を選択してください。

加えて、1法人で1サービスのみを実施している場合など、「サービス単位」＝「法人単位」となる場合は、「サービス単位」を選択してください。

● 「常勤・非常勤ごとの把握状況」

常勤・非常勤ごとの把握状況により、回答方法が異なりますので、当該サービスの把握状況を選択してください。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について③

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■ 職員別の職員数・職員給与の状況

● 「職種別の職員数・職員給与の状況」

a. 「常勤」

原則として施設・事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいいます。施設・事業所の勤務時間数の全てを勤務しているパートタイマーは、これに含まれます。

b. 「非常勤」

常勤以外の従事者（他の施設・事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいいます。ただし、1週間の所定労働時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とし、所定労働時間以上勤務している者を「常勤」、その他を「非常勤」とします。

c. 「給与」

「給料」と「賞与を12か月で割った値」の合計が給与になります。給与は「給料」と「賞与」の入力内容から自動計算され表示されます。なお、「給料」には職種ごとに会計年度の初日の属する月に支払われた基本給・手当の合計額（1人あたりの平均額ではなく、支払総額）を記入してください。その際、当該月に賞与など一時金の支給があった場合、これらは含めないでください。また、「賞与」には職種ごとに会計年度内に支払われた賞与（総額）を記入してください。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について④

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■事業所又は施設の収益及び費用の内容

●「会計の区分状況」

当該サービスがどのような会計の区分に属しているかにより、回答の対象範囲が異なりますので、当該サービス単体の区分で会計処理を行っている（当該サービス区分の決算書類を作成している）場合は「単独会計」を、当該サービスを提供する事業所において行っている、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業所以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）場合は「一体会計（事業所単位）」を、複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）場合は「一体会計（法人単位）」を選択してください。

なお、法人会計でサービス単位ごとに事業活動計算書（損益計算書）を作成されている場合は「単独会計」を選択してください（社会福祉法人で、拠点区分事業活動計算書内訳表などを作成している場合など）。

また、サービス単位ごとに事業活動計算書が作成されていない場合は、「一体会計」となりますが、当該サービスの収益（収入）のみ分かるなど、部分的にサービス単位の収益・費用を把握している場合でも部分的な細分化はせず、「一体会計」を選択してください。

加えて、1法人で1サービスのみを実施している場合など、「単独会計」＝「一体会計」となる場合は、「単独会計」を選択してください。

●「科目別会計」

a.「うち自立支援給付費等収益」

当該サービスの事業活動収益（収入）を記入するほか、「一体会計」の場合は、他の障害福祉サービス等における給付費や計画作成費の収益（収入）も記入してください。

b.「利用者負担金等収益」

食費、水道光熱費、医療費、日用品費等を除く、利用者が負担する定額負担額を記入してください。

c.「人件費」

役員報酬、職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費等の人件費支出の金額を記入してください。なお、就労支援事業・授産事業の工賃・賃金は、これらに含めないでください。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について⑤

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■ 事業所又は施設の収益及び費用の内容

● 「科目別会計」

d. 「業務委託費」

給食委託費、送迎委託費、清掃委託費等の業務委託費支出の金額を記入してください。なお、給食委託費における材料の仕入れ等、全面的に外部委託をしている場合は、これらに含めないでください。

f. 「水道光熱費」

直接事業で用いる水道光熱費、事務等で用いる水道光熱費の合計額を記入してください。

g. 「うち給食材料費」

給食委託費における材料の仕入れ費支出の金額を記入してください。

k. 「うち受取利息配当金」

当該サービス事業所（法人）が預金や貸付金などから利息収入を得ている場合や法人が保有する株式から配当収入を得ている場合は、その金額を記入してください。

l. 「うち運営費補助金収益」

運営費補助金対象施設・事業所における運営費収益の金額を記入してください。

m. 「うち施設整備補助金収益」

施設整備費補助金対象施設・事業所における施設整備費収益の金額を記入してください。

n. 「うち寄付金」

当該サービス事業所（法人）が寄付金を得ている場合は、その金額を記入してください。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について⑥

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■事業所又は施設の収益及び費用の内容

●「科目別会計」

○「うち借入金利息」

サービス活動外増減による費用、医業外費用、事業費のうちその他経費における支払利息、管理費のうちその他経費における支払利息等に計上する「支払利息」に該当する額を記入してください。また、設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、並びに支払リース料のうち利息相当額として処理するものも、それらに含めてください。

p.「特別収益」

サービス活動収益及びサービス活動外収益（借入金利息補助金など、病院会計では「医業・介護外収益」、企業会計等では「営業外収益」に該当するもの）以外の臨時・特別な収入額（固定資産売却益など、病院会計では「臨時収益」、企業会計等では「特別利益」に該当するもの）の金額を記入してください。なお、会計区分間の繰入金収益も含まれます。

q.「特別費用」

サービス活動費用及びサービス活動外費用（支払利息など、病院会計では「医業・介護外費用」、企業会計等では「営業外費用」に該当するもの）以外の臨時・特別な支出額（固定資産売却損など、病院会計では「臨時費用」、企業会計等では「特別損失」に該当するもの）の金額を記入してください。なお、会計区分間の繰入金費用も含まれます。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について⑦

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■事業所又は施設の収益及び費用の内容

●「複数の障害福祉サービス事業の有無」

「会計の区分状況」において、「一体会計」を選択し、その会計に当該サービス以外の障害福祉サービス事業が含まれる場合は「あり」を選択してください。

●「障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）」

「会計の区分状況」において、「一体会計」を選択し、その会計に障害福祉サービス等事業以外の事業（医療、介護、その他）が含まれる場合は「あり」を選択してください。

●「医療における事業収入」

医療機関としての収益（収入）がある場合、その収益（収入）の金額を記入してください。なお、入院、外来等は合計して記入してください。

●「医療における延べ在院者数」

「医療における事業収入」に記載した医療機関に入院する在院者の延べ数を記入してください。

●「医療における外来患者数」

「医療における事業収入」に記載した医療機関を利用する外来患者の延べ数を記入してください。

●「介護サービスにおける事業収益」

介護保険事業（介護予防も含む）の収益（収入）がある場合、その収益（収入）の金額を記入してください。

●「介護サービスにおける延べ利用者数」

「介護サービスにおける事業収益」に記載した介護保険事業（介護予防も含む）を利用する利用者の延べ数を記入してください。

経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について⑧

- 経営情報の見える化等に係る記入要領については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

● 経営情報

■事業所又は施設の収益及び費用の内容

●「就労支援事業・授産事業収益」

就労支援・授産事業による収益（収入）（製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工等）がある場合、その金額を記入してください。なお、就労支援会計基準を用いている場合は、就労支援事業活動の部の就労支援事業収入を記入してください。また、授産施設会計基準を用いている場合は、授産事業活動の部の収入（授産事業収入とその他の事業収入の合計額）を記入してください。

●「措置費収益」

措置費支弁対象施設における措置費収入（事務費及び事業費の合計）の金額を記入してください。なお、食費、水道光熱費、医療費、日用品費等、利用者本人から実費相当分として直接支払いを受ける利用料については、これらに含めないでください。

6. 第1回都道府県等・関係団体向け説明会でいただいたご質問に対する回答

※ 今回の回答は、「第1回都道府県等・関係団体向け説明会」でいただいたご質問の一部に対して回答させていただいております。なお、その内容については、今後変更があり得ますが、その他のご質問等も含めた正式な回答内容については、追って通知等でお示しさせていただきます。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1回各都道府県等担当者説明会でいただいたご質問に対する回答 (第1回説明会に関するご質問について【ご質問5①】)

※ご質問については
質問フォームから引用

○ 第1回説明会に関するご質問についての回答は以下のとおりです。

番号	ご質問	回答
1	1. 情報公表未報告減算の適用の要件について情報提供がなかった。 2. 説明会資料に財務状況の公表を徹底する旨が記載されているものの、情報公表未報告減算の適用に係る経過経過措置は設けるのか情報提供が無かった。 3. 上記1に関連するが、示されたスケジュールにより、令和8年3月末までに事業者より経営情報の報告が無かった場合の、当該減算の適用について確認したい。	経営情報の内容に関わらず、情報公表に係る報告がされていない場合は、所定単位数を減算する取扱いです。 なお、経営情報に係る内容の報告については、令和7年度末までの報告で可としておりますので、当該内容の未報告の場合、令和7年度末までは当該減算は適用されません。
2	「一人当たりの賃金の公表」について、事業所から事業所の規模や職種によっては特定の個人の給与が知られてしまうことになり公表しづらいとの声があるが、任意項目のため、そのような懸念がある場合には公表しないということで良いか。	こちらは任意の公表項目のため、各事業所のご判断に委ねていただいて構いません。
3	・一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加するとあるが、都道府県の要綱等に定める必要はあるか。また、システム上の設定は必要か。 ・入力画面の説明において「障害福祉サービス等事業収益に就労支援事業・授産事業収益が含まれる場合」というのは、生産活動を実施する場合という趣旨でよいのか。	・都道府県の要綱等に定めていただく必要はございますが、任意項目です。システム上の設定は令和7年5月に行われた年度更新より反映されております。 ・その趣旨で構いません。

第1回各都道府県等担当者説明会でいただいたご質問に対する回答 (第1回説明会に関するご質問について【ご質問5②】)

※ご質問については
質問フォームから引用

○ 第1回説明会に関するご質問についての回答は以下のとおりです。

番号	ご質問	回答
4	情報公表システムについては、東京都においては例年5月から7月までに報告するよう事業所に対して求めている。一方で、今回リリースされる経営情報DBについては、毎会計年度終了後3月以内とある。例えば、8月決算の法人の場合、概ね2か月後頃(今回の場合は10月)には前年度の決算が確定することとなる。そのため、7月までに情報公表制度に係る報告を行い、(経営情報に係る箇所については”経営情報を含めずに報告する”を選択する。)その後、決算確定後等に、経営情報に係る箇所を後追いで入力する、という流れになるという理解で良いか。また、現行では財務諸表をPDFファイルで添付させているが、それは取りやめるということになるのか。資料から読み取れる内容でしたら申し訳ございませんが、御教示ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001238708.pdf 今般報告すべき事項が増えるため、上記通知について、改正するということで認識相違ないでしょうか。低質な質問で恐縮ですが、今回の”経営情報”について報告・公表されていない場合、情報公表未報告減算の適用対象となり得る、ということの良いのでしょうか。	報告期限についてはご認識のとおりになります。例示いただいた法人の場合、報告期間は9月から11月までとなります。財務諸表の取扱いについては、引き続き添付をお願いいたします。 お示しいただいた通知につきましては、今後改正を予定しております。 情報公表未報告減算については、ご質問5の1番(P42参照)の回答と同様。
5	一人当たり賃金の公表について、「公表を行うよう配慮する」とはどの程度か。個人が特定されてしまう場合(該当する職種に対し従業員が1名である場合等)は、賃金や年齢を公表されることに抵抗があると思うが、その場合も、事業所に公表するよう指導するべきか。	一人当たり賃金の公表については、任意の公表項目のため、事業所にどの程度報告を求めるかは、実施権者である各都道府県等でご判断いただけると幸いです。

第1回各都道府県等担当者説明会でいただいたご質問に対する回答 (経営情報の見える化について、ご質問・ご要望等について【ご質問6】)

※ご質問については
質問フォームから引用

○ 第1回説明会に関するご質問についての回答は以下のとおりです。

番号	ご質問	回答
1	報告促進の観点から、一括申請時に経営情報を申請することができるようにしてほしい。	一括申請については、前年度に申請した施設詳細情報に変更がない場合に活用されている機能です。よって、施設詳細情報とは違い、経営情報は毎年度、更新が必要な情報であることが前提であるため、一括申請ができる情報に含めておりません。また、施設詳細情報の申請タイミングは、毎年5月以降となりますが、経営情報の申請のタイミングは、事業所の決算月の翌月から3ヶ月以内となり、申請のタイミングが異なることから、切り分けて申請をするような仕組みとなっております。
2	・経営情報の項目を入力する際、必須項目があると映像で伺ったが、事業所が必須項目を入力しなければならないという法的根拠（通知）があれば御教示いただきたい（今後通知を頂ける予定？）。また、経営状況を記入しなかった場合、減算対象になるのか御教示いただきたい。 ・経営情報の入力に当たり、事業所から質問があまり来ないよう？マークの解説をわかりやすくしていただきたい。 ・従業員が少なく給与がばれてしまうという理由で、1人当たり賃金を書きたくないという事業所からの電話が何件かあった。経営情報の必須項目を設定する際は、どれを必須にするか慎重に検討していただきたい。	・障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づいています。また、通知については、8月以降にお示しする予定です。後段のご質問については、ご質問5の1番（P42参照）の回答と同様。 ・ご要望として承ります。 ・介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表いたします（第1回説明会厚労省資料P22）。
3	・経営情報の項目に入力がない若しくは一部項目に不備がある場合に情報公表未報告減算に該当するか。 ・報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を都道府県知事において公表とあるが、これは同様に政令市、中核市単位での分析した内容を公表することが求められるか。	・ご質問5の1番（P42参照）の回答と同様。 ・法令上、政令市、中核市単位でも求められることとなっておりますが、具体的な公表方法については今後お示しする予定です。
4	経営情報を含めずに承認者へ申請することについて、どのような場合を想定しているか。	決算前等で経営情報を申請しない場合を想定しています。

第1回各都道府県等担当者説明会でいただいたご質問に対する回答

(その他障害福祉サービス等情報公表制度に関するご質問・ご要望等について【ご質問7】)

※ご質問については
質問フォームから引用

○ 第1回説明会に関するご質問についての回答は以下のとおりです。

番号	ご質問	回答
1	財務3表をアップするようになっていと思うが、キャッシュフロー計算書を作っておられない事業所も作成してアップしなければならないか。	基本的には作成してアップしなければなりませんが、法人等の種類が社会福祉法人以外の場合、法人設置の根拠となる個別の法令等において、特段、作成が義務付けられていないものについては、新たに作成する必要はありません。
2	・WAMNETにおいて、事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）は必須項目となっていませんが、入力には義務ではないのでしょうか。また、財務状況はサービスごとの報告となりますでしょうか。法人単位で財務状況を出しているためサービスごとのものが無いという法人が度々あり、このような場合には、全てのサービスで法人全体のものをアップロードするかたちで構わないのでしょうか。 ・県で公表依頼をした後にWAMNET上で反映されるのは翌日と認識しておりますが、差戻しをした場合の反映はいつになりますでしょうか。	・障害者総合支援法第76条の3第1項により、義務付けられていますが、その詳細については、項目ごとに必須項目と任意項目を設けているところがございます。また、基本的には事業所等に関する事項の項目であるため、サービスごとにご報告をお願いいたしますが、サービスごとの財務諸表が無い場合等には、法人全体のものでも構いません。詳細は記入要領等でお示しする予定です。 ・差戻しについては即時の反映となります。なお、差戻しが実行されると、登録されているメールアドレスへ差戻しされた旨のメールが送信されます。
3	WAMネットの入力項目数が多くなり、チェックして返却・再申請を繰り返すことが当県にとっては負担になっている。必須項目と任意項目の初期設定を全国で統一にいただき、必須項目が未入力状態で申請できないように仕様を変更してほしい。	既にシステム上、必須項目が未入力の状態では申請できない仕様となっております。
4	各自治体において実施されている、未公表率を下げるための取り組み・好事例等把握されていれば、共有いただきたい。	令和7年度中に実態把握を予定しております。

7. 今後のスケジュール等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

今後のスケジュール等

<u>日程（予定）</u>	<u>内容（予定）</u>
【令和7年】	
○ 6月30日（月）	第1回説明会〔録画〕（障害福祉サービス等情報公表制度の現状 等） ⇒都道府県等・関係団体向け説明会
○ 8月 4日（月）	第2回説明会〔録画〕 （経営情報の見える化等に係る通知の改正の主な内容、記入要領 等）
○ 8月中	通知改正、事務連絡等 発出 ※ 以降、適宜Q & A等 発出
○ 8月末～	経営情報の見える化のシステム稼働 ⇒障害福祉サービス等事業者から各都道府県等への報告について、システム入力開始
【令和8年】	
○ 3月末	経営情報の見える化に係る内容について、障害福祉サービス等事業者から各都道府県等への報告期限
○ 4月～	公表

<本日の説明会について>

※ 8月4日（月）～8日（金）の期間中に必ずご視聴いただき、速やかに管内の障害福祉サービス等事業者へ周知いただきますようお願いいたします。